10. 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出等に必要な書類一覧

法人:〇、個人:●

法/	、: 〇、個人 : ●	商	<u> </u>	/15	<u>. 1</u>	kΠ·		TL	Т -	<u> </u>		/ <u>//</u> -	7 15 2	ケニア	- 11	_				
変更事項			主た	代	7	役		政		専	(5	従たる と店・1	営業	所等	•	E			名	注 意 事 項
	· 文文 字項		る					令	1	Ŧ		置		移	名	代	役	政	専	
		Ⅱ. Ⅱ	事務	表	₹			使	2	宅	中 1	事 事						令	任	1. 変更があってから30日以内に届け出なければなりません
		名	所 の					用	3	建		∸ 宅 務	;			表		使	宅	2. 提出部数:正本1部、副本(コピー可)1部
	必要書類		所 在	者 就		員就は	見 就	人		上	用			転	私			用	建	3. 提出先:本店を管轄する土木事務所総務係
		称	地			就任任						士 所	÷			者	員	人	±	
1	宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	0	0	0	0	0 0) C	0	0	0	0	⊃ C ● ●	0	0	0	○●	0	0	0	変更があった事項及び変更があった者のみ記入する
2	案 内 図		0									С)	0						初めて行く方でもわかるよう目標物等を記入する
3	誓 約 書	 		0		0	С		ļ		0		1							
<u> </u>	E **3 E	H		$\overline{}$		$\overline{}$	•		_	Ш		_	-							
4	略歴書			0		0	C)	○●		0	ر ●	<u> </u>							現在までの職歴を宅建業以外に従事した履歴も略さずに記入する
5	身分証明書	 		0		0	C •)	ļ	 	0]					本籍地の市区町村役場で交付を受けられる3ヶ月以内に発行されたもの(ただし、5年以内に行った新規・更新申請において添付した身分証明書があれば、その写しでも可。)
6	登記されていないことの証明書			0		0	C)	<u></u>		○		<u></u>							群馬県では、前橋地方法務局で交付を受けられる3ヶ月以内に発行されたもの(ただし、5年以内に 行った新規・更新申請において添付した登記されていないことの証明書があれば、その写しでも可。)
7	専任の宅地建物取引士設置証明書								○●	4	•	⊃ ●								就退任にかかわる事務所だけでなく、すべての事務所(本店、支店)の情報を記載すること
8	専任の宅地建物取引士の宅建士証の写し	 							○●			⊃ ●								裏面もコピーして添付する
9	法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	0		0	0	0 ()					С	0	0	0	0	0			3ヶ月以内に発行されたもの 変更事項や変更年月日等が確認できない場合は閉鎖謄本等が必要になる
10	事務所を使用する権原に関する書面		0									C •)	○●						必要に応じて、賃貸契約書の写しや間取り図等の提出を求めることがある
11	事務所の写真		•									C •		•						ポラロイド写真は不可とし、カラ一写真を添付する (撮影方法は、「宅地建物取引業者免許申請等の手引き」P30~37参照)
12	戸籍の抄本又は戸籍の個人事項証明書							<u> </u>	<u> </u>				<u> </u>			•		•	○●	氏名の変更が確認できるもの 3ヶ月以内に発行されたもの
13	免許証書換交付申請書	○●	0													○●				
14	宅地建物取引業免許書	0	0													○●				現在有効の免許証の原本
15	営業保証金供託済届出書 供託書及び供託書の写し								<u></u>			C •								営業保証金を法務局に直接供託している業者 供託書は、原本を確認後返還します
16	免許証郵送用の封筒 (角形2号(240×332))	○●	0	0												○●				490円分の切手を貼付する 表面に宛名、宛先を記入する
17	事務所の平面図	<u></u>	•						ļ			C •		0						フロア全体の平面図を用意 ビルや自宅等の建物内にある場合は、建物の一階部分についての平面図 も用意するとともに、事務 所までの行き方も示すこと